

5 輸国第 4688 号
令和 6 年 3 月 13 日

各地方農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長

殿

農林水産省輸出・国際局長
(公印省略)

「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」の一部改正について

我が国からタイに輸出される一部の青果物に係る農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則（令和 2 年財務省・厚生労働省・農林水産省令第 1 号）第 16 条、第 18 条及び第 20 条に基づく適合施設の認定等については、「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」（令和 2 年 4 月 1 日付け財務大臣・厚生労働大臣・農林水産大臣決定）の別紙 TH-P1「タイ向け輸出青果物の取扱要綱」（以下「取扱要綱」という。）に基づき取り扱われているところ です。

今般、取扱要綱について、下記のとおり改正を行い、令和 6 年 4 月 1 日から施行することとしましたので、御了知の上、管内の都道府県知事への通知をお願いします。

記

- 1 農林水産省における認定に係る手続等の改正
- 2 タイ保健省告示（2017 年 386 号）附属文書 2 及び附属文書 3 に定める基準の明記
- 3 その他所要の改正